

今後のスケジュールについて

	開催日・時期	内容
第 1 回	6 月 27 日	・ 当面の検討事項について ・ 今後のスケジュールについて
第 2 回	9 月下旬	・ 現地調査内容の報告 ・ 空き家（空き地）バンクの基本設計について ・ 空家等対策計画（骨子）に関する意見交換
第 3 回	11 月上旬	・ 調査結果まとめの報告 ・ 空家等対策計画（素案）に関する意見交換
第 4 回	1 月中旬	・ 空家等対策計画（最終案）に関する意見交換



庁内会議等手続

白馬村空家等対策計画の策定

【参考：空家等対策計画で定める事項（空家等対策の推進に関する特別措置法第 6 条）】
（空家等対策計画）

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項